

# 事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8371
担当部課名	生涯学習部	生涯学習	課	文化財保護室
事務事業名	文化財保護審議会経費		事業コード	16220

1 総合計画における位置づけ

政策名	第6章	彩りのある市民文化を創造します	事業開始年度
基本施策名	第2節	郷土意識作りの推進	12年度
施策名	第2施策	文化財の保存と活用	

2 実施根拠及び関連法令等

文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例
--------------------------------

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
市内の文化財の保存と活用に関して、教育委員会の諮問に応じて調査及び審議をおこない、その結果について答申、または意見を建議する。		市内の文化財	
		対象数	不明
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
文化財保護審議会3回 文化財保護審議会委員調査3回 (全体決算額 366千円) 平成13年度諮問 指定 指定2件 登録5件 答申 指定2件 登録5件		なし	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名なし	
		計画年次 年度~ 年度	

4 評価指標

指標名	文化財保護審議会の委員の活動指標		
指標式	文化財保護審議会への委員の出席率 出席委員数 / (10人 × 3回) × 100		
指標設定の意図	文化財保護審議会委員の会議への出席状況を表す		

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度
	実績	実績	実績	目標	目標
指標		80.0	a 73.3	b 75.0	75.0
指標			c	d	
指標			e	f	
事業費	決算(予算)額	216	352	352	544
	人員・時間数	(2人)	(2人)	(2人)	(2人)
	人件費	8,420	16,840	16,840	16,840
	その他経費				
	合計	0	8,636	17,192	17,384
特定財源					

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 B ▼	A : 達成している ( 100%)	= 、 、 の平均値 = 97.7%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%> )		
$\frac{a}{b}$	$\frac{73.3}{75.0} \times 100 = 97.7\%$	$\frac{c}{d}$	$\times 100 =$
$\frac{e}{f}$	$\times 100 =$		
理由 :	文化財保護審議会委員はそれぞれ大学の教授、助教授等専門分野での職業を持っているため、審議会開催日に全員の都合を合わせることが難しい。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	開発が進み、郷土の歴史や文化をあらわすものが失われつつあるなかで、文化財の指定・登録をおこなうことにより、郷土の伝統文化の保存を図り、郷土意識づくりの推進をおこなっている。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	所管課としての経費は、他の業務と兼任している職員2名の人件費と、審議会委員の報酬及び調査報酬だけであり、妥当なもの。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	時代の流れの中で消えてゆく文化財を指定登録制度により守り、継承していく事業であり、利益の生まれるものではないため、民間では実施できない。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 B ▼	A : 満足できる	理由 :	各文化財に説明板をたて、「相模原の文化財」という文化財のパンフレットを作成しているが、市民に対しての周知についてまだ改善の余地がある。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	郷土意識づくりの醸成、彩りのある市民文化の創造という施策に対しては、有効な事業である
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 事前に予定を確認し、参加率の一番高いところで開催しており参加も促している。</p>	
	<p>コスト改善余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : ほとんどが審議会委員と職員の人件費であり、これ以上経費を削減するのは難しい。</p>	

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	文化財の指定制度は多くの自治体で持っているが登録制度を持っているのは国以外ではごく少数の自治体である。
	今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	説明	平成12年10月1日にそれまでの「相模原文化財保護条例」を「相模原市文化財の保存及び活用に関する法律」に改正し、それまでの文化財保護委員会を文化財保護審議会にしより積極的に文化財の保存と活用を図ることとなった。平成12年度は新たに2件の文化財を指定し、19件を登録文化財とした。
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--